(2)　インターネットをめぐる環境の変化（インターネット・オブ・シングス（ＩｏＴ）の出現）

センサーやＩＣタグの小型化・低廉化及び膨大なデータの処理能力の向上を背景に、衣類等の身の回りの製品や道路・橋等の建造物など、インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加している。近年、諸外国を中心に、こうした物との間でやりとりされ、又は物と物との間でやりとりされる多様かつ膨大な情報を活用し、新たなサービスの提供や既存サービスの提供方式の改善が進められており、我が国でも、国民の生活や企業の活動において、こうした新たなサービス提供等の活用が進んでいくことが期待されている。

インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会においては、接続される物の数や扱われる情報の量がこれまでと比べて格段に増加することから、既存の技術と異なり、情報をより効率的かつ高精度に送り、伝え、受ける技術（以下「電気通信技術」という。）が重要になる。

また、特にこうした社会においては、これまでにない膨大な情報を扱うことが必要となるため、大量の情報を記録し、かつ、高速度で送受信することが可能なサーバ等の電気通信設備が重要となる。

(3)　「電気通信による情報の円滑な流通の促進」に係る四つの事業

法第一条に規定する「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、①先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」及び②電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事業」に加え、(2)のインターネットをめぐる環境の変化を踏まえ、平成三十四年三月三十一日までの間、③インターネット・オブ・シングス（ＩｏＴ）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備の供用を行う「新技術開発施設供用事業」及び④特定電気通信設備の地域分散を図り情報の円滑な流通の確保を図る「地域特定電気通信設備供用事業」を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行っていくことを期待するものである。

二　特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(1)　通信・放送新規事業

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」については、次のとおりとする。

ア　「新たな役務を提供する事業」

「新たな役務」とは、従来は提供されていなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同視し得るものが該当する。電気通信の観点から、通常の利用関係において又は社会通念により「新たな役務」と判断されることが必要である。

イ　「新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業」

「新技術を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術（技術上又は経営上のノウハウを含む。以下同じ。）を用いること、又は既に企業化されている技術を、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関係において若しくは社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することをいう。

「役務の提供の方式を改善する」とは、電気通信の観点から、役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらすことをいう。

ウ　「情報の円滑な流通の促進に寄与するもの」

これまで、必ずしも流通していなかった情報を新たに電気通信を利用して流通させたり、電気通信を利用して行われている情報の流通を質的・量的に改善してより効率的なものとしたり、従来は電気通信によらなかった情報の流通を電気通信を利用することによってより効率的に行うことにより、情報の円滑な流通の促進が図られることを想定している。

(2)　地域通信・放送開発事業

ア　事業が行われるべき地域

法第三条第三項に規定する「地域通信・放送開発事業が行われるべき地域」は、平成二年九月一日における次に掲げる区域以外の地域とする。

(ア)　東京都の特別区

(イ)　大阪市

(ウ)　名古屋市旧市街地（平成二年九月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域をいう。）

イ　「電気通信の高度化に資する事業」

法第二条第四項に規定する「地域通信・放送開発事業」は、通信・放送事業分野に属する事業のうち、地域での電気通信の高度化に資するものである。当該事業を行うことが事業を行う地域の総体としての電気通信の高度化、ひいては、情報の円滑な流通の促進に寄与するような事業であることが必要である。これまで当該地域では利用できなかった役務を提供する事業であって、地域的なレベルでの技術的な新規性のあるものが該当する。

(3)　新技術開発施設供用事業

法附則第五条第二項第一号に規定する「新技術開発施設供用事業」については、次のとおりとする。

ア　「インターネット・オブ・シングスの実現」

インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加し、多様かつ多数の物がインターネットに接続され、それらの物から、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。

イ　「新たな電気通信技術」

ソフトウェアによるネットワーク制御技術、低消費電力無線通信技術、通信遅延を短縮するための技術、大容量無線通信技術、セキュアな通信技術など、インターネット・オブ・シングス（ＩｏＴ）の実現に資する新たな電気通信技術をいう。

ウ　「開発又はその有効性の実証」

(ア)　「開発」とは、イの新たな電気通信技術に係る基礎・応用技術の開発又は既存技術の組合せによる新たな技術の開発を行うことをいう。

(イ)　「その有効性の実証」とは、イの新たな電気通信技術がサービスとして有効であることを検証・確認することをいう。

エ　「設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）」

新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のためのサーバ等の電気通信設備若しくは電波計測器等の電気通信設備以外の設備又はそれらの設備を設置するための建物その他の工作物をいう。

オ　「他人の利用に供する事業」

エの設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を複数の第三者に利用させる事業をいう。

ただし、サービス提供等を行おうとする事業者が、自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象とならない。

また、エの設備を他人の利用に供することなく、当該設備を設置するための建物その他の工作物のみを他人の利用に供する事業は対象とならない。